

勤労者住宅建設資金融資

問い合わせ先：商業観光課 商業振興係 TEL 4 0 - 2 3 1 8（直通）

藤岡市勤労者住宅建設資金融資概要

1. 制度の目的

藤岡市において住宅の敷地及び住宅の建築若しくは取得をしようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより勤労者の福祉と生活の向上を図ることを目的とする。

2. 融資の対象

勤労者であって、市内に自己の居住の用に供給する住宅の敷地を取得し、又は住宅の建築若しくは取得しようとする者とする。

3. 融資の条件

融資限度額	750万円以内
資金使途	住宅の建築、取得 土地の取得（土地を取得した日から1年以内に家屋の建築が完成するもの）
融資期間	20年以内
返済方法	元金均等月賦償還又は元金均等月賦償還及びボーナス併用償還
融資利率	年率6.1%を限度に市で決定
保証人	金融機関の定めるところによる
担保	金融機関の定めるところによる
その他留意点	藤岡市勤労者住宅建設資金融資取扱手引き参照
必要書類	【仮申込み】

○ 勤労者住宅建設資金融資予約申込書

【融資申請】

- 勤労者住宅建設資金融資申込書
- 建築確認通知書（写）（住宅の建築時）
- 売買契約書（写）又は譲渡証明書（住宅、土地の取得）
- 工事請負契約書（写）又は工事見積書（写）（住宅の建築時）
- 位置図及び平面図
- 登記簿謄本（住宅、土地の取得時）
- 所得証明書
- 雇用証明書
- 住民票（抄本）
- 新築確約書（土地の取得時）
- 預託契約書（2部）
- 暴力団排除に関する誓約書
- その他必要と認められ提出を求められたもの

申込方法 予約申込書により予約後、必要書類が揃った段階で申請書及び必要書類を速やかに商業観光課に提出

申込期間 4月～翌年2月（予算の範囲内）とします。なお、貸付は2月末までに必ず実行すること。

藤岡市勤労者住宅建設資金融資取扱手引き

1 対象者

勤労者であって、市内に自ら居住するための住宅の敷地を取得し、又は住宅建築若しくは取得しようとする者である。

※ 「勤労者」とは、事業所に勤務し、使用者から賃金を支払われる者である。

※ 「建築」とは、新築、増築及び改築である。

2 融資限度額

750万円が限度である。

3 資金使途

市内に自己の居住の用に供する住宅の敷地の取得、又は住宅建築若しくは取得である。

ア 住宅の新築

イ 住宅の増築

ウ 住宅の改築

エ 住宅の取得

オ 住宅用敷地の取得

※ 住宅の増築については、10㎡以上の建築確認のとれるものとする。

※ 敷地の取得については、当該土地を取得した日から1年以内に家屋の建築が完了するものでなければならない。

4 融資利率

年6.1%を上限に経済状況等を踏まえ市で設定する。

5 融資期間

20年が限度である。

6 返済方法

元金均等月賦返済又は元金均等月賦償還及びボーナス併用償還。

7 保証人

金融機関の定めるところによる。

8 担保

金融機関の定めるところによる。

9 取扱金融機関

市長が別に定める契約金融機関とする。

10 融資実行時期

(1) 土地の取得

土地譲渡証明書又は土地売買契約書（写）の確認後、融資申込書に記載された融資希望年月日とする。

(2) 家屋の建築

上棟確認後、融資申込書に記載された融資希望年月日とする。

(3) 家屋の取得

家屋譲渡証明書又は家屋売買契約書（写）の確認後、融資申込書に記載された融資希望年月日とする。

11 預 託

(1) 新規

当該年度に新たに融資実行したものに対し、当該金融機関から「融資報告書」「実績報告書」を受けた後、予算の範囲内において当該融資額の3分の1以内を限度として、当該金融機関に対し資金を無利子で当該年度末まで預託するものとする。

(2) 継続

当該金融機関において、当該融資の償還が終了するまで。いいかえれば、融資残高があるうちは、当該金融機関から「継続預託申請書」を受けた後、予算の範囲内において当該年度平均融資残額（延滞額を除く）の3分の1以内を限度として、当該金融機関に対し資金を無利子で当該年度末まで一括して預託するものとする。

12 融資条件変更

当該融資を行った後において、次に上げる事由が生じた場合には、必要書類を添えて「融資条件変更報告書」を提出するものとする。

ア 償還計画に変更があった場合

イ 資金の繰り上げ完済のあった場合

取 扱 い 手 続 き

◎ 融資申請の手続き

1. 仮申込み
予約申込書（金融機関→市）
2. 融資申請
融資申込書及び関係書類（金融機関→市）

◎ 融資申請後の手続き

融資承認通知書（市→金融機関）

◎ 融資実行後の手続き

1. 融資報告関係（金融機関→市）

- ① 融資報告書
- ② 実績報告書
- ③ 融資償還表（元帳）
- ④ 預託契約書（2部）
- ⑤ 預託請求書

2. 預託関係

預金証書等（金融機関→市）

期 間 . . . 預託契約日～当該年度末

利 子 . . . 無利子

※ 算定式：当初融資額を協調倍率（3倍）で除した額

3. 変更関係（金融機関→市）

融資条件変更報告書

※ 償還計画の変更並びに繰上償還の場合

4. 継続預託関係（金融機関→市）

- ① 継続預託申請書
- ② 継続預託契約書（2部）
- ③ 継続預託請求書
- ④ 預金証書等（金融機関→市）

期 間 . . . 当該年度当初～当該年度末

利 子 . . . 無利子

※ 算定式：当該年度平均融資残高を協調倍率（3倍）で除した額

勤労者住宅建設資金融資予約申込書

年 月 日

年 度	
取扱金融機関	
申請者住所	
申請者氏名	
建設（取得）予定地	
融資希望金額	
申請年月日	
融資希望日	
備考	

様式第1号（第2条関係）

藤岡市勤労者住宅建設資金融資申込書

No.

申 込 人	氏 名	藤岡 太郎		年収（昨 年1年間の 所得）	500万円		
	住 所	藤岡市藤岡327番地		勤 務 先	藤岡商事（株）		
	生年月日	昭和48年4月1日		勤務年数	12 年		
	性 別	男		職名又は 業務内容	営業		
借 入 金 住 宅 建 設 計 画	申込金額	7,500,000円		融資希望 年 月 日	平成19年9月1日		
	事 業 の 概 要	住宅の新築				返済希望年数	
						20年	
	建設場所	藤岡市藤岡327番地		総事業費	25,000 千円		
	敷 地 面 積	所有	0 m ²		同 上 内 訳	自 己 資 金	7,500千円
		借用	500 m ²			そ の 他 資 金	10,000千円
		購入	0 m ²		購 入 土地価格	0千円	
	住 宅 の 構 造	木造、瓦葺き、二階建		着工予定 年 月 日	平成19年 5月 1日		
建築面積	延べ	165 m ²		完成予定 年 月 日	平成19年10月 1日		
保 証 人	氏 名	年齢	住 所		職 業	本人との 関 係	平均月収
	藤岡 一郎	59	藤岡市藤岡327番地		会社員	父	50万
担 保	※ 藤岡市藤岡327番地 宅地 500m ² 所有者 藤岡一郎 同上 建物 165m ² 所有者 藤岡太郎						

家 族 構 成	氏 名	年 齢	続 柄	勤 務 先 又 は 職 業	平均月収
	藤岡 太郎	3 4	本人	藤岡商事（株）	4 2 万
	藤岡 花子	3 3	妻	無職	
	藤岡 太一	6	子		
	藤岡 一郎	5 9	父	群馬商事（株）	5 0 万
	藤岡 月代	5 7	母	無職	
	その他家族 () () () () 計 人				
藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例による住宅建設資金融資を受けたいので、 関係書類を添えて申し込みます。 1 9 年 5 月 1 0 日 申込人氏名 藤岡 太郎 印 関係書類 住宅建設（新築、増築及び改築）の場合 ・工事請負申込書の写し又は工事費見積書の写し ・位置図及び平面図 ・建築確認通知書の写し ・所得証明書 ・事業主の雇用証明書 ・住民票（抄本） 住宅の敷地及び住宅の取得の場合 ・売買契約書の写し ・所得証明書 ・位置図及び平面図 ・事業主の雇用証明書 ・登記簿謄本 ・新築確約書 ・住民票（抄本）					
受け付けた 金 融 機 関	※ 藤岡銀行 藤岡支店		受け付けた 年 月 日	※ 1 9 年 5 月 1 0 日	

※印欄は受付金融機関で記入して下さい。

年 月 日

.....
.....様

藤岡市長

藤岡市勤労者住宅建設資金融資承認通知書

下記の申込者に対し、藤岡市勤労者住宅建設資金融資の承認をしたので、通知します。

なお、融資実行にあたっては、下記事項に注意するとともに、融資実行後、速やかに関係書類の提出を、藤岡市商工観光課に提出して下さい。提出されない場合は、市資金の預託が行われないので念のため申し添えます。

記

1 申 込 者

住 所
氏 名
承認金額
(融資金額)

○ 融資実行に際しては、次の事項に注意して下さい。

1 当該融資が承認された年度内に融資実行されない場合は、速やかに商工観光課に連絡して下さい。

2 融資実行後の提出書類

- ・融資報告書（様式第2号）
- ・実績報告書（様式第3号）
- ・融資償還元帳
- ・契約書（2部） *日付は入れないで下さい。
- ・請求書

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）藤岡市長

住 所
氏 名

印

藤岡市勤労者住宅建設資金融資に係る実績報告書

藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例施行規則第7条の規定により、事業の実績を次のとおり報告します。

記

融 資 受 状 況	融 資 金 融 機 関 名	
	融 資 受 金 額	円
	融 資（返 済）期 間	年 月 日から 年 月 日まで
建 設 状 況	敷 地 取 得 状 況	藤岡市 番地（ m ² ）
	建 物 建 築 状 況	新築・増築・改築
	完 成 年 月 日	年 月 日
経 費 状 況	土 地 取 得 価 格	円（m ² あたり ）
	家 屋 建 築 価 格	円（m ² あたり ）
	合 計	円

様式第2号（第6条関係）

藤岡市勤労者住宅建設資金融資報告書

年 月 日

（あて先）藤岡市長

取扱金融機関名
支店長
印

記

融 資 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 No.
融 資 先	住 所	
	氏 名	
融 資 金 額		円
融 資 利 率		%
融 資 期 間		年
返 済 方 法		

- （注）
- 1．返済方法は、元金均等月賦償還にしてください。
 - 2．融資額の年次償還表を添付してください。
 - 3．償還表は年次別に記載してください。

年 度	年度	借入者 住所氏名						
貸付金額			貸付期間	年 カ月				
貸付年月日	年 月 日	最終期日	年 月 日	利 率	年 %			
返済方法	返済回数 均等返済開始日							
	{ } 回について { } より { } ヲヵ月毎に { } 日に 毎回返済額 最終回返済額 { } 円、最終回到 { } 円を返済する。							
ボーナス時返済回数 毎回返済額 最終回返済額 { } 回について、{ } 円、最終回到 { } 円を返済する。								
年 度	年度償還額（元金）		年度末残高（元金）		備 考			
年度	円		円					
		取扱機関名：				担当者：		

印 紙
200 円

契 約 書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例（以下「条例」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸付け、
（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当たり、甲と乙の間に次の契約をする。

- 第1条 甲は乙に対し、条例に基づき、
に対する融資金額のうち、条例第3条の規定により、 年度分預託金として
年 月 日、金 円を貸付け、乙はこれを借り受けるものとする。
- 第2条 甲の貸付期間は、 年 月 日までとする。
2 乙は、甲の都合により、借入金の全部または一部について償還を求められても異存ないものとする。
- 第3条 甲の貸付金に係る利子は無利子とする。
- 第4条 乙は、この借入れに係る元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日までに指定された場所に納付するものとする。なお、納付の際発生する費用（手数料）については、乙の負担とする。
- 第5条 本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。
- 第6条 乙は、この資金の運用について条例及び規則に基づいて発せられた、甲の指示に基づいて行わなければならないものとする。
- 第7条 乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失については、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。
- 第8条 この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はその都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 藤岡市中栗須327番地
藤岡市長

印

乙

印

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし 勤労者住宅建設資金預託金（新規）

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金 融	銀行	普通預金	請求書	
	金庫	支店 当座預金		
	組合	支所 別段預金		
機関名	農協	No.	番 号	

藤 岡 市 長 様

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

所 在 地 藤岡市藤岡４５６番地

金融機関名 藤岡銀行 藤岡支店

(本店又は支店)

代 表 者 名 支店長 群馬 一郎

印

勤労者住宅建設資金融資条件変更報告書

下記債務者に対する融資条件に変更がありましたので報告いたします。

融資先住所・氏名	融 資 年 月 日	変 更 内 容	変 更 理 由
	変更（償還）年月日		
藤岡市藤岡１２３番地 多野 太郎	平成１３年８月１１日	償還計画 一部繰上償還 ５００，０００円	余資
	平成１９年６月２０日		

注１ 変更内容については、変更された事項について簡潔に記入すること。

２ 償還計画の変更については、変更後計画に基づく償還表を添付すること。

注 年度平均融資残高 : (年度当初融資残高 + 年度末融資残高) $\times 1/2$
 申請額 : 年度平均融資残高 $\times 1/3$ [1,000円未満切り捨て]

印 紙
200 円

契 約 書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例（以下「条例」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸付け、
（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当たり、甲と乙の間に次の契約をする。

第 1 条 甲は乙に対し、条例に基づく 年度分預託金として 年 月 日、
金 円を貸付け、乙はこれを借り受けるものとする。

第 2 条 甲の貸付期間は、 年 月 日までとする。

2 乙は、甲の都合により、借入金の全部または一部について償還を求められても異存ないものとする。

第 3 条 甲の貸付金に係る利子は無利子とする。

第 4 条 乙は、この借入れに係る元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日までに指定された場所に納付するものとする。なお、納付の際発生する費用（手数料）については、乙の負担とする。

第 5 条 本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。

第 6 条 乙は、この資金の運用について条例及び規則に基づいて発せられた、甲の指示に基づいて行わなければならないものとする。

第 7 条 乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失については、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。

第 8 条 この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はその都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙は各々その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 藤岡市中栗須 3 2 7 番地
藤岡市長

印

乙

印

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし 勤労者住宅建設資金預託金（継続）

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金 融	銀行	普通預金	請求書	
	金庫	支店 当座預金		
	組合	支所 別段預金		
機関名	農協	No.	番 号	

藤 岡 市 長 様

年 月 日

様

藤岡市長

勤労者住宅建設資金に係わる預託金の返還について

勤労者住宅建設資金に係わる 年度預託金を、下記のとおり返還下さるよう通知いたします。

記

○ 返還金額 金 円

○ 振込口座 金融機関 しなのめ信用金庫 藤岡市役所出張所
種 別 普通預金
口座番号 001686
口座名義 藤岡市会計管理者

○ 振込期日 年 3月31日 () 午前10時まで(厳守)